

8FR-103-2 (Rev. 1.0)

一般財団法人 日本建築総合試験所

2024年2月5日制定

## 建築材料の品質性能評価業務方法（細則）

(目的)

第1条 本細則は、平成12年5月31日建設省告示第1446号(以下「告示」という。)に規定される特別な調査又は研究に必要な事項を定める。

(対象となる建築材料)

第2条 特別な調査又は研究の結果に基づく評価は、次の建築材料を対象とする。

- (1) 告示第三各号に掲げる品質に関する技術的基準に適合しない新建築材料
- (2) 既存建築物等に用いられた建築基準法に定める品質等の基準への適合が確認できていない状態にある建築材料

(方針)

第3条 特別な調査又は研究の結果に基づき、告示第三各号に掲げる技術的基準を満たした品質と同等以上の品質が確保されていると認められる建築材料については、同各号の技術的基準を適用せず評価を行う。

(方法)

第4条 特別な調査又は研究の結果に基づく性能評価申請について申請者から相談を受けた際は、速やかに国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)に報告する。

- 2 告示第三各号に掲げる品質に関する技術的基準に適合しない新建築材料は、別途、国土交通省から示される方法を踏まえ評価する。
- 3 既存建築物等に用いられた建築基準法に定める品質等の基準への適合が確認できていない状態にある建築材料の評価については、以下のとおりとする。
  - 一 評価を受けようとする建築材料について、当該建築材料が用いられた既存建築物等を特定し、評価の対象となる建築材料の用いられる建築物等を当該既存建築物等(以下「対象建築物」という。)に限定する。
  - 二 評価を受けようとする建築材料について、告示別表第二(ろ)欄に掲げる品質基準を満たした建築材料の品質と同等以上の品質が確保されていることについて、以下のいずれか又はこれらの組合せにより確認できる性能評価とする。
    - (1) 別表第二(は)欄に掲げる測定方法等
    - (2) 対象建築物からサンプリングした建築材料を用いた試験、測定等
    - (3) 対象建築物に用いられた建築材料と比較して性能上不利側の条件を考慮して再現した試験体を用いた試験、測定等
  - 三 必要に応じて、認定取得後の対象建築物の経過観察等(認定条件として付与)について、性能評価書に記述する。